

○白井市就学援助費支給規則

平成26年3月4日

教育委員会規則第4号

改正 平成27年3月23日教育委員会規則第3号

平成28年2月3日教育委員会規則第1号

平成28年3月1日教育委員会規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学に要する経費の一部（以下「就学援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒 法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。

(2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。

(支給対象者)

第3条 就学援助費の支給を受けることができる者は、市内に住所を有し、白井市立小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかの措置を受けた者で要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めるものその他教育委員会が特に就学援助費の支給が必要であると認める者（以下「準要保護者」という。）

ア 生活保護法第26条の規定による保護の停止又は廃止

イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条の規定

による個人の市町村民税の非課税

ウ 千葉県県税条例（平成19年千葉県条例第1号）第46条第1項の規定による個人の事業税の減免

エ 白井市税条例（昭和40年条例第2号）第51条第1項の規定による市民税の減免

オ 白井市税条例第71条第1項の規定による固定資産税の減免

カ 白井市国民健康保険税条例（昭和32年条例第7号）第23条第1項の規定による国民健康保険税の減免

キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条から第90条の3までの規定による保険料の減免

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給

ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け

2 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により区域外就学の承諾を受けた児童生徒（市内に住所を有し、市外の公立の小学校又は中学校に在学する児童生徒又は市外に住所を有し、白井市立小学校又は中学校に在学する児童生徒をいう。）の保護者で、前項各号のいずれかに該当するものは、関係教育委員会と協議の上、就学援助費の支給の対象者とすることができる。

（支給額等）

第4条 就学援助費の種類は、次に掲げるとおりとし、支給額は、別表に定める範囲内において教育委員会が定める額とする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 新入学児童生徒学用品費等
- (4) 学校給食費
- (5) 校外活動費
- (6) 通学費

(7) 修学旅行費

(8) 医療費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定により教育扶助を受けている者に対しては、同項第1号から第6号までに掲げる就学援助費は支給しない。

(支給の申請)

第5条 就学援助費の支給を受けようとする者は、白井市就学援助認定申請書（別記第1号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

(一部改正〔平成28年教委規則1号〕)

(要保護者等の認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、要保護者又は準要保護者（以下「要保護者等」という。）の認定の可否を決定し、白井市就学援助認定（却下）通知書（別記第2号様式）により当該申請者へ通知するものとする。

2 教育委員会は、要保護者等の認定をしたときは、就学援助費支給計画通知書（別記第3号様式）により就学援助費の支給計画額を児童生徒が在学する学校の校長（以下「校長」という。）に通知するものとする。

3 教育委員会は、要保護者等の認定を行うため必要があると認めるときは、校長、福祉事務所長又は民生委員の意見を聴くものとする。

4 要保護者等の認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、就学援助費の受領及び執行について、校長に委任するものとする。この場合において、受給者は、校長を経由して教育委員会に委任状（別記第4号様式）を提出しなければならない。

(一部改正〔平成28年教委規則1号〕)

(支給期間)

第7条 受給者が就学援助費の支給を受けることができる期間は、教育委員会が要保護者等の認定をした日の属する月の初日から当

該認定をした日の属する学年の末日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、就学援助費の支給を開始する日を変更することができる。

(校外活動等の実施の報告)

第8条 校長は、校外活動又は修学旅行を実施したときは、速やかに、校外活動・修学旅行実施報告書(別記第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 校長は、通学費の支給を受けようとするときは、各学期末までに、通学費に関する報告書(別記第6号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(支給)

第9条 就学援助費は、金銭又は現物により、校長を経由して受給者に支給するものとする。ただし、医療費は、医療機関からの請求に基づき当該医療機関に直接支払うものとする。

2 教育委員会は、就学援助費を支給するときは、就学援助費個人支給明細書(別記第7号様式)により校長に通知するものとする。

(実績報告等)

第10条 校長は、受給者の児童生徒ごとに就学援助費の支給状況を記録し、当該年度の就学援助費の支給が完了したときは、当該年度末までに就学援助費支給実績報告書(別記第8号様式)により教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、第6条第4項の規定により委任を受けた事務が完了したときは、就学援助費委任事務完了報告書(別記第9号様式)により受給者に報告するとともに、当該受給者から就学援助費委任事務完了確認書(別記第10号様式)の提出を受けなければならない。

3 校長は、前項の就学援助費委任事務完了報告書及び就学援助費委任事務完了確認書の写しを教育委員会に提出しなければならない。

(事情変更等の届出)

第 1 1 条 受給者は、第 5 条の規定により申請した内容に変更があったときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(一部改正〔平成 2 8 年教委規則 1 号〕)

(認定の取消し等)

第 1 2 条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、要保護者等の認定を取り消すことができる。

(1) 第 3 条に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により要保護者等の認定を受けたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、白井市就学援助費取消通知書(別記第 1 1 号様式)により校長を経由して当該受給者に通知しなければならない。この場合において、既に支給した就学援助費があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 7 年教委規則第 3 号)

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 8 年教委規則第 1 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白井市就学援助費支給規則第 5 条の規定による就学援助費の支給の申請については、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則(平成 2 8 年教委規則第 9 号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（一部改正〔平成27年教委規則3号〕）

種類		内容	支給額	
学用品費		通常必要とする学用品又はその購入費	小学校	11,420円
			中学校	22,320円
通学用品費		第2学年以上の児童生徒が通学のため通常必要とする通学用品又はその購入費	小学校	2,230円
			中学校	
新入学児童生徒学用品費等		小学校又は中学校へ入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費	小学校	20,470円
			中学校	23,550円
学校給食費		学校給食費として納入すべき額	小学校	実費
			中学校	
校外活動費	宿泊を伴わないもの	学校行事として行われる宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料等	小学校	実費
	宿泊を伴うもの		中学校	
通学費		最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離	小学校	実費
			中学校	

	が児童にあつては4キロメートル以上、生徒にあつては6キロメートル以上の場合に限る。)		
修学旅行費	修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊費、見学料等	小学校	実費
		中学校	
医療費	学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する医療費	小学校	実費
		中学校	